

○宇治市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要項

令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、在宅の重度の身体障害者の生活を支援し、その家族等の負担を軽減するため、訪問により居宅等において入浴サービスを提供する事業(以下「訪問入浴サービス事業」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第 2 条 訪問入浴サービス事業により提供するサービスは、身体障害者の居宅等を移動入浴車で訪問して行う入浴サービス(以下「訪問入浴サービス」という。)とする。

(対象者)

第 3 条 訪問入浴サービスを利用することができる者は、市内に居住する 10 歳以上で、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受け、その等級が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に定める 1 級又は 2 級に該当する重度の身体障害者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 居宅等において、家族等の介助だけでは入浴が困難な者
- (2) 医師が入浴可能と認めた者
- (3) 介護している家族等の立会いが可能な者

(登録事業者)

第 4 条 市長は、適切な訪問入浴サービスが提供できると認めた事業者を身体障害者訪問入浴サービス事業者名簿(以下、「事業者名簿」という。)に登録する。

2 市長は、前項により事業者名簿に登録した事業者(以下「登録事業者」という。)から、訪問入浴サービスが提供できない旨の申出があったとき、又は登録事業者が適切な訪問入浴サービスを提供できないと認めたときは、当該事業者を事業者名簿から削除するものとする。

(利用の申請)

第5条 訪問入浴サービスを利用しようとする者は、身体障害者訪問入浴サービス利用申請書に健康診断書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、申請者が指名した登録事業者と協議の上、訪問入浴サービスの利用の可否を決定し、その旨を身体障害者訪問入浴サービス利用決定通知書(以下「決定通知書」という。)又は身体障害者訪問入浴サービス利用却下通知書により申請者に通知するものとする。

(利用の方法)

第7条 前項の規定により訪問入浴サービスの利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、指名した登録事業者に決定通知書を提示し、登録事業者と訪問入浴サービスについての契約を締結し、訪問入浴サービスを受けるものとする。

(停止又は廃止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、身体障害者訪問入浴サービス停止・廃止通知書により利用者に通知するものとする。

- (1) 訪問入浴サービスの必要がなくなったとき。
- (2) 訪問入浴サービスに必要な協力が得られないとき。
- (3) 登録事業者が入浴(第11条に規定する清拭又は部分浴を含む。)を困難と判断したとき。
- (4) その他市長が訪問入浴サービスの利用を困難と判断したとき。

(届出の義務)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに身体障害者訪問入浴サービス利用者異動届を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所を変更したとき
- (2) 訪問入浴サービスを利用する必要がなくなったとき。

(利用回数)

第 10 条 週 1 回、月 4 回を限度とする。ただし、暦により月内に 5 週目の利用が必要な場合を考慮し、同一年度において 4 ヶ月以内において月 5 回の利用を可能とし、当該年度において 5 2 回を限度とする。

(費用)

第 11 条 訪問入浴サービス事業に要する費用の額は、1 回の利用につき 13,191 円とする。ただし、登録事業者が訪問時の利用者の心身の状況等により全身入浴が困難であると判断した場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、11,868 円とする。

(利用料)

第 12 条 訪問入浴サービスの提供を受けた利用者（18 歳未満の利用者にあつてはその保護者）は、前条に規定する費用の額（以下「費用」という。）に 1,000 分の 25（18 歳未満の利用者の保護者にあつては 1,000 分の 12）を乗じて得た額（以下「利用料」という。）を登録事業者に対し支払わなければならない。

2 市長は、利用者と同一世帯に属する者（本人及びその配偶者。18 歳未満の利用者にあつては世帯員全員）が訪問入浴サービスのあった月の属する年度（訪問入浴サービスのあった月が 4 月から 6 月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税を課されない者である場合は、利用料を減免することができる。

3 市長は、利用者が生活保護法（昭和 24 年法律第 144 号）に基づく、生活扶助を受けている場合は、利用料を減免することができる。

(費用の請求)

第 13 条 訪問入浴サービスを提供した登録事業者は、利用者に代わって、費用から利用料を控除した額を、当該提供した月の翌月の 10 日までに、市長に対し請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求があった日から 30 日以内にその内容を確認の上、同項に規定する額を登録事業者に支払うものとする。

(費用の返還)

第14条 偽りその他不正の行為により、費用の支払を受けた者があるときは、市長は、その者から当該費用の全額又は一部を返還させることができる。

(補則)

第15条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 第9条の利用料について、平成18年4月1日から9月30日までは、平成18年3月31日障障発第0331001号厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部障害福祉課長通知の別紙の(3)に定める障害者デイサービス1日当たりの負担基準額に相当する額の利用料を負担するものとする。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 申請書等必要な様式は別に定めるものとする。

附 則

この要項は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。